

岩手運輸支局提出資料

東北運輸局岩手運輸支局
令和8年3月

最近の法改正等の動きについて

流通業務総合効率化法（荷主・物流事業者に対する規制）

すべての事業者

令和7年4月1日施行

- ①**荷主**（発荷主、着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
- 上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言**、**調査・公表**を実施。

一定規模の以上の事業者

令和8年4月1日施行

- 上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の**実施状況**が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。
- 特定事業者のうち荷主には、**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

貨物自動車運送事業法（トラック事業者の取引に対する規制）

令和7年4月1日施行

- 運送契約の締結**等に際して、提供する役務の内容やその対価（**附帯業務料**、**燃料サーチャージ**等を含む。）等について記載した**書面**による**交付**等を**義務付け**。
- 元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。
- 下請事業者への**発注適正化**について**努力義務**を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**管理者**の選任を**義務付け**。

貨物自動車運送事業法（軽トラック事業者に対する規制）

令和7年4月1日施行

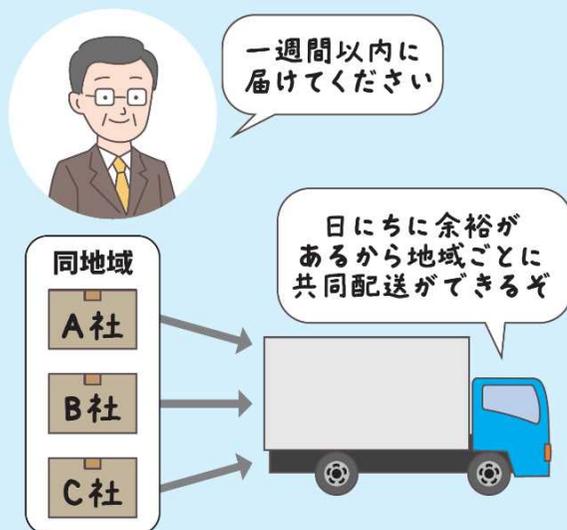
- 軽トラック事業者**に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任**と**講習受講**、②**国交大臣**への**事故報告**を**義務付け**。
- 国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る**事故報告・安全確保命令**に関する情報等を追加。

荷物を出す人も受け取る人も、全ての方の協力が必要です！

全ての荷主企業の努力義務

積載効率の向上

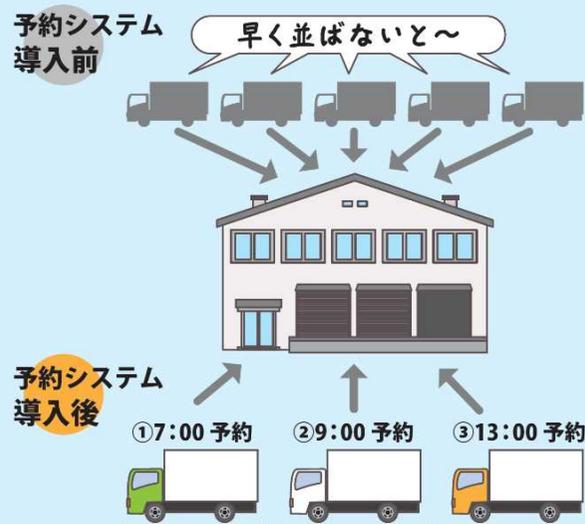
- 余裕を持ったリードタイムの設定
- 運送先の集約 等



例：リードタイムの確保

荷待ち時間の短縮

- 適切な貨物の受取・引渡日時の指示
- 予約システムの導入 等



例：トラック予約受付システムの導入

荷役等時間の短縮

- パレット等の利用、標準化
- 入出庫の効率化に資する資機材の配置
- 荷積み・荷卸し施設の改善 等



例：同一パレットの利用や検品の効率化

特定事業者の指定基準等のポイント

- 全体への寄与度がより高い**大手の事業者が指定**されるよう、以下の**指定基準値を超える事業者**を「**特定事業者**」として指定し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

<特定事業者の指定基準値>

<p>特定荷主・特定連鎖化事業者 取扱貨物の重量 9万トン以上 (上位3,200社程度)</p>	<p>特定貨物自動車運送事業者等 保有車両台数 150台以上 (上位70社程度)</p>	<p>特定倉庫業者 貨物の保管量 70万トン以上 (上位790社程度)</p>
---	---	--

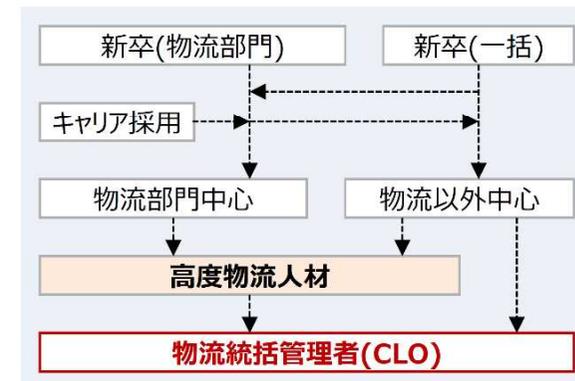
<中長期計画・定期報告の記載内容>

<p>中長期計画</p> <p>(1) 実施する措置 (2) 実施する措置の具体的な内容・目標等 (3) 実施時期 等</p>	<p>定期報告</p> <p>(1) 事業者の判断基準の遵守状況 (チェックリスト形式) (2) 判断基準と関連した取組に関する状況 (自由記述) (3) 荷待ち時間等の状況【荷主等】</p>
--	---

- 特定事業者のうち**荷主・連鎖化事業者**には、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある**役員等の経営幹部**から、以下の業務を統括管理する**物流統括管理者 (CLO※)**の選任を義務付け。

※Chief Logistics officer

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ **トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正するための事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資、デジタル化、物流標準化**に向けた**事業計画**の作成・実施・評価
- ・ **社内の関係部門** (開発・調達・生産・販売・在庫・物流等) **間の連携体制の構築**や**社内研修の実施** 等



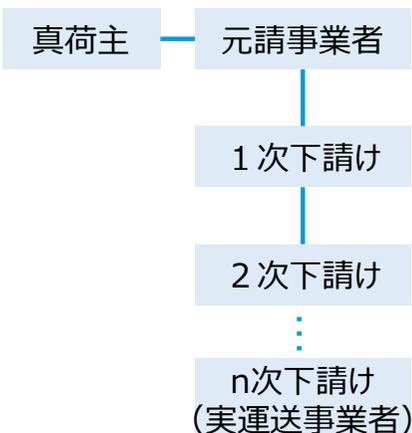
物流統括管理者のキャリアパス (イメージ)

物流業界の多重下請構造の是正に向けた取組につなげるとともに、実運送事業者の適正運賃収受を図る。

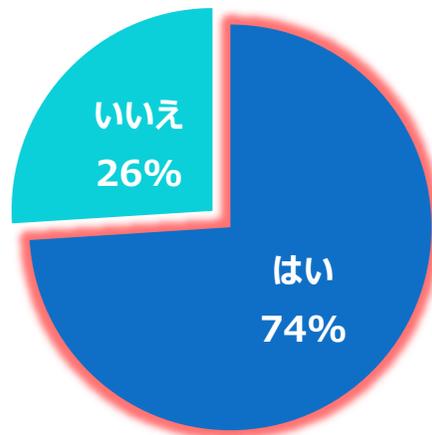
- ① **運送契約締結時**に、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面の交付**を義務付け*。【法第12条、第24条第2項・第3項関係】
- ② 利用運送を行うときに**委託先への発注適正化（健全化措置）**について**努力義務***を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、健全化措置に関する**運送利用管理規程**の作成・**運送利用管理者**の選任を義務付け。【法第24条第1項、法第24条の2～第24条の4関係】
- ③ **元請事業者**に対し、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を義務付け。また、**各事業者**に対し、実運送体制管理簿の作成に必要な**情報の通知**を義務付け。【法第24条の5関係】

* 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

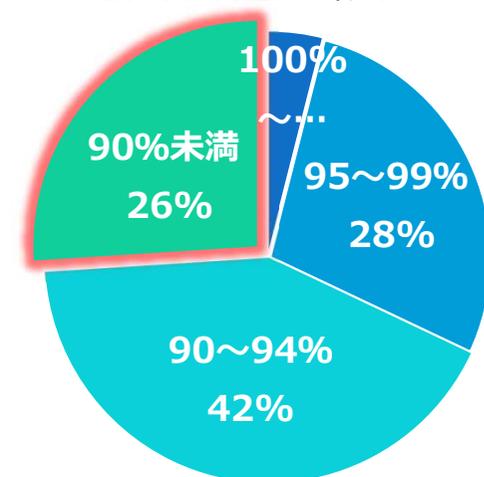
-----【多重下請構造のイメージ】-----



-----【他のトラック事業者を利用して運送することがあるか】-----



-----【他のトラック事業者に委託する際の下請金額は、請け負った金額の概ね何%か】-----



※調査対象としている下請行為は元請けから1次下請け、1次下請けから2次下請け等のケースを含む。
（令和4年度末に国土交通省が実施した貨物自動車運送事業者を対象としたアンケート調査より）

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）
荷主等に対しては是正指導も実施

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

1. 基本方針の策定

(1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

(2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

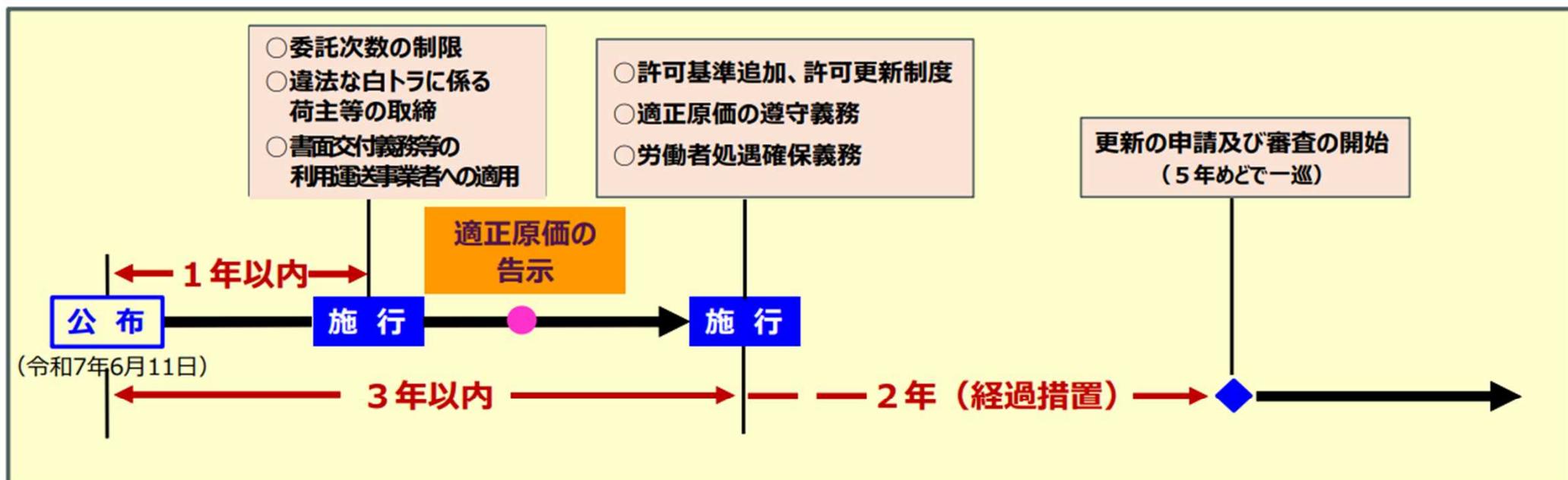
政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

3. 物流政策推進会議

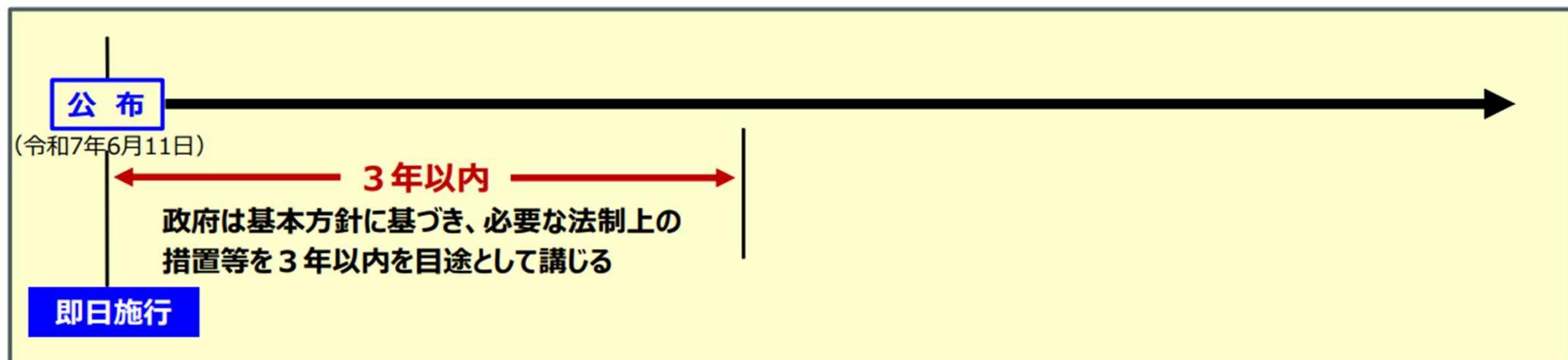
政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置
推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

担保

【貨物自動車運送事業法】



【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】



適正運賃収受の動きについて

標準的運賃・標準運送約款

○トラック事業者が自社の適正な運賃を算出し、**荷主との運賃交渉に臨むにあたっての参考指標**として、「**標準的運賃**」制度を創設(令和2年4月告示)。

○**実運送事業者に正当な対価**が支払われるよう、令和5年中に所要の見直しを図るため、「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」(※)を設置し、論点整理と方向性について議論を行い、令和6年3月22日公布・同年6月1日施行。

(※) 行政機関(国土交通省、経済産業省、農林水産省等)、学識経験者、荷主団体、物流事業者団体等

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

○急激な物価高騰を乗り越え持続的な構造的賃上げを実現するためには、**雇用の7割を占める中小企業**がその原資を確保できる**取引環境を整備することが必要**。

→令和5年11月29日に内閣官房及び公正取引委員会の連名で「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」を策定

※価格交渉において、発注者が労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を求める場合や、受注者が労務費の上昇傾向を示す根拠資料の例として、「**標準的な運賃**」が明記されている。

【参考】公正取引委員会HP <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

○令和7年6月11日にトラック適正化2法(議員立法)が成立。

○これにより、**国土交通大臣は**、トラック運送事業に係る運賃及び料金について、**燃料費、全産業の労働者一人当たりの賃金の額の平均額を踏まえた人件費、減価償却費、輸送の安全確保のために必要な経費、委託手数料**、事業を継続して遂行するために**必要不可欠な投資の原資**、公租公課等の、適正な事業運営の確保のために通常必要と認められる費用を的確に反映した積算を行うことにより、「**適正原価**」を定め、告示することができる。とされ、

○トラック運送事業者は告示があった場合には、「**自らが引き受ける貨物の運送に係る運賃・料金**」及び「自らが引き受ける貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用するときは、**その利用する運送に係る運賃・料金**」が**当該適正原価を下回ることとならないようにしなければならない**。

※これにより、標準的運賃は廃止。また、適正原価は軽貨物・特定貨物運送事業者についても設定することができる。

岩手県内（岩手支局管内）の状況

- 標準的運賃の届出状況 … **67.9%**（事業者数582）
（令和8年1月末現在） 【参考】 全国平均：64.6% 東北平均：64.5%
- 価格転嫁の円滑化による
地域経済の活性化に
向けた共同宣言 … 令和5年7月12日宣言（12団体）
支援体制強化のため金融系6団体を新たに加えて宣言を更新
（令和8年2月12日更新、計18団体へ）
- 物価高騰対応重点支援
地方創生臨時交付金 … （一例）岩手県より貨物自動車運送事業者に対して、営業用と
して保有する車両**1台あたり16,000円**支援（上限なし）

<参考情報>

- パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について（令和3年12月27日付閣議了解別紙2）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_torikumi_set.pdf
- 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組
https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html
- 下請取引適正化、価格交渉・価格転嫁に関する中小企業庁の取組
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html#tenka_torihiki_tekiseika
- パートナーシップ構築宣言 <https://www.biz-partnership.jp/>
- 燃料油価格引下げ措置 <https://nenryo-teigakuhikisage.go.jp/>
- 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/juutenshien.html>
- 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日）
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

トラック・物流Gメンについて

- 国土交通省では、令和7年10月、11月をトラック・物流Gメンによる「集中監視月間」と位置づけ、適正な取引を阻害する疑いのある荷主や元請事業者に対する監視活動を強化。
- 昨年8月に国土交通省が実施した悉皆調査などを基にトラック事業者への情報収集を実施。その結果、適正な取引を阻害する疑いのある荷主に対して「働きかけ」等の是正指導を実施。

令和7年度集中監視月間中の是正指導実施件数

- ・要請 0件
- ・働きかけ 8件

<違反原因行為の割合>

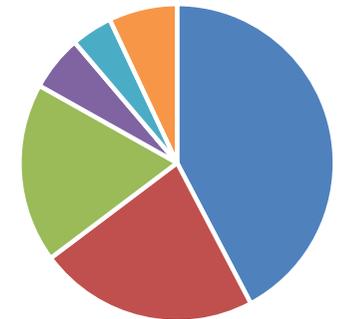
- ・長時間の荷待ち 60%
- ・契約に無い附帯業務 30%
- ・運賃・料金の不当な据置き 1%
- ・過積載運送の指示・容認 1%
- ・異常気象時の運送依頼 10%
- ・無理な運送依頼 1%

<参考> ※令和元年7月~令和7年11月までの累計

- ・要請 5件
- ・働きかけ 54件

<違反原因行為の割合>

- ・長時間の荷待ち 42%
- ・契約に無い附帯業務 23%
- ・運賃・料金の不当な据置き 18%
- ・過積載運送の指示・容認 4%
- ・異常気象時の運送依頼 7%
- ・無理な運送依頼 6%



- 違反原因行為の割合は「長時間の荷待ち」が多く、次いで「契約に無い附帯業務」。
要因としては、長年の商慣行、荷主との関係性によるものと考えられる。

昨年6月11日に公布された、トラック適正化2法により、トラック事業者に対し「適正原価」を下回る運賃・料金の収受に制限(継続して下回らないこと)が課される(公布から3年以内)こととなり、**適正原価を支払わない荷主についても、違反原因行為に該当するものとして是正指導の対象**となる予定。

是正指導の種別

- <勸告>: 要請を過去3年以内に受けた荷主であって、なお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められる荷主に対し発出。
「荷主名」「概要」が公表される。【国土交通本省において荷主の本社宛手交。改善計画の報告が必要】
- <要請>: 違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められる荷主に対し発出。
【地方運輸局において、当該営業所宛て発出。事実の有無について確認、事実の場合には改善計画の報告が必要】
- <働きかけ>: 違反原因行為をしている疑いのある荷主に対し発出。トラック事業者が法又はこの法に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう荷主が配慮することの重要性について理解を求める内容。【地方運輸局において、当該営業所宛て発出。】

- 集中監視月間において、荷主に対し、長時間荷待ちの解消等、荷主が配慮することの重要性への理解など、違反原因行為の未然防止の観点から周知活動（パトロール）を実施。
- ドライバー・倉庫事業者に対し、トラック・物流Gメンの制度や情報提供の呼びかけを中心に、管内各県各地において周知活動を実施。

<荷主パトロール（周知啓発）> 管内計22回70社訪問

荷主企業が集中している地域を中心にトラック運転者の現状や、トラック・物流Gメンの取り組み、昨年6月に成立したトラック適正化2法による今後の動きなどを周知。

また、**公正取引委員会東北事務所、東北経済産業局と3者合同での荷主パトロール**も実施し、上記周知のほか取適法・振興法の説明等、物流業界全体の取引適正化について周知。

荷主企業については、本社ではある程度理解しているものの、支店については本社指示で物流効率化等の取り組みとして進めており、Gメンや制度自体の存在は知らないという企業も散見。引き続き、特に支店、中小企業を中心に取り組みを進めていく。

<ドライバーへの周知> 7回（7箇所）で実施

物流施設や、国道などの道路沿い駐車スペース（車輪脱落防止街頭点検実施時）においてトラック・物流Gメンへの情報提供の呼びかけ等を実施。

<倉庫事業者等への周知> 10者訪問

仙台市卸町周辺の倉庫事業者を巡回し周知活動。ほか、宮城県倉庫協会と意見交換を実施。



公正取引委員会、東北経済産業局との合同パトロール
(出発前の打ち合わせの様子)



上：宮城県倉庫協会
との意見交換
下：倉庫事業者巡回



ドライバーへの周知（山形県東根市内）

名称等 「貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく荷主への是正指導指針」

- トラック・物流Gメンの是正指導の基準や手続き等について、行政手続法に基づく行政指導指針として制定し、公表
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001913224.pdf>

目的

- トラック・物流Gメンによる**是正指導の透明性や公平性の確保**
- 貨物自動車運送事業者、倉庫業者及び荷主・元請事業者等からの**理解・協力の推進**
- 荷主・元請事業者等の**違反原因行為に関する積極的な情報提供の促進**
- 指導指針に記載された内容を踏まえた商慣行の見直しなど、**荷主・元請事業者等の自主的な取組みの促進**

是正指導指針の考え方（抜粋） ※長時間の荷待ち

- 荷主都合による、1時間以上の荷待ち**（荷待ち・荷役合算で把握している場合は2時間以上）が**恒常的に発生している場合**
 - ＜荷待ち時間の起点＞
 - ・指定時間が無い場合は、到着した時間（到着後、速やかに受付を行う場合はその時間）
 - ・指定時間がある場合には、基本的には指定された時間からとなる（早着、定時着の場合）が、遅れた場合にはその後の受付で指定した時間から
 - ＜荷待ち時間の終点＞
 - ・**「荷役等の開始時間」まで**（荷主のフォークマン等が荷役作業を行っている際のドライバーの待ち時間は荷待ちに含まれない）

是正指導指針P 4

II-1. (2)①イ(ii)(c)

トラックドライバーが集荷場所等に、指示された到着時刻等よりも後に到着した場合

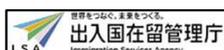
・当該到着時刻（到着後速やかに受付等を行う場合はその時刻）から荷役等の開始時刻まで

4 例えば、トラックドライバーが集荷場所等に到着した後、速やかに受付等を行わずに業務上の指示等により休憩する時間など、業務から完全に離れることができる時間は、「荷主の都合」に含まれない。また、トラックドライバーの到着の遅れに起因して荷役等の順番が後ろ倒しとなり生じた追加的な荷待ち時間、天候や交通事情等の荷主の責任によらず生じた荷待ちについても、「荷主の都合」に含まれない。

特定技能外国人制度について



- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：350,706人（令和7年8月末現在、速報値）
 - **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：4,407人（令和7年8月末現在、速報値）
- 特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、**自動車運送業**、鉄道、（16分野）**農業**、漁業、**飲食物品製造業**、**外食業**、林業、木材産業
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）



特定技能1号のポイント	
在留期間	3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年（相当の理由があると認められる場合は6年）まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

岩手県内での事例

- 【令和7年10月3日付物流ニッポンより】
- 県内の運送事業関連会社が、**特定技能制度を活用して整備士2名を採用。**
 - ・ 2名ともインドネシア国籍。
 - ・ 今後はドライバー、仕分け作業員の補充も検討している。

① 人材紹介費

1人あたり～60万円程度

- ・ 採用時に1度のみ発生
- ・ 採用ルート・求める人材のレベル（日本語能力等）による
- ・ 理論年収による変動をさせずに、「〇円」という取り決めにするのが一般的
- ・ 一般的に、早期退職に対する返金規定がある

④ 寮の手配費

エリア等による

- ・ 初期費用は入居時に1度のみ発生、家賃を会社負担する場合は毎月発生
- ・ 法人契約の場合、敷金・礼金・保証金・仲介手数料・更新手数料・途中解約金等を外国人に負担させることは不可
- ・ 家賃・管理費・共益費・水道光熱費等の実費（全部または一部）を外国人に負担させることは可
- ・ 家具家電、WiFi等についても、企業側で準備することも一般的

② 支援委託費

月額～5万円程度

- ・ 毎月の支援に対して発生
- ・ サービスに見合った金額であるかの確認が必要

⑤ 渡航/国内移動費

～15万円程度

- ・ 基本的には配属の際に1度のみ発生
- ・ 出発するエリア・時期により幅が出るが、航空券代は～10万円程度
- ・ LCCの利用、出発・到着時間の工夫で安く抑えられる場合もある

③ ビザ取得費用

印紙代：4,000円
委託費：～20万円程度

- ・ ビザ取得・更新の都度発生
- ・ 入管への申請で必ず発生する費用
 - 海外採用の場合：無し（在留資格認定証明書の郵送代のみ）
 - 国内採用・ビザの更新の場合：収入印紙代4,000円
- ・ 書類作成・申請を委託する場合（手続きが煩雑なため、委託が一般的）
 - 1名・1回の申請あたり～20万円程度。

⑥ その他

主に実費

- ・ 支援にかかる交通費等の実費を企業が負担することになっている場合
- ・ 日本語教育・日本人との交流支援等にかかる費用が、登録支援機関に支払う月々の支援費に含まれていない場合（テキスト代など）
- ・ 独自の教育・サポート・イベント等を行う場合

【導入コストの目安】

公益社団法人全日本トラック協会
「自動車運送業分野 トラック区分における
特定技能外国人受け入れの手引き」より

国土交通省概算要求(物流関係)について

○ 2030年度までの「集中改革期間」における物流革新の実現に向けて、次期「物流大綱」の策定を見据え、物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容等を柱とする抜本的・総合的な施策を強力に推進する。

① 物流の効率化

【陸・海・空の輸送モードを総動員した新モーダルシフト等の推進】



鉄道・内航海運へのモーダルシフトの強化



ダブル連結トラックを活用した共同輸配送や中継輸送



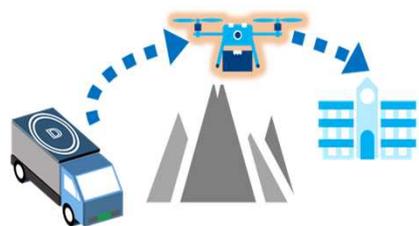
航空機の空きスペース等の有効活用

【多様な担い手の確保・育成や労働生産性向上等の推進】



「標準仕様パレット」の利用による荷役時間の短縮

【ドローンの活用等を通じたラストマイル配送の効率化】



ドローンを活用したラストマイル配送



物流を支える地域の受取拠点の整備

【自動運転トラックの社会実装の推進】



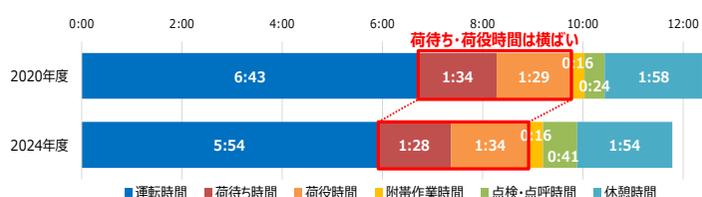
【物流拠点の機能強化等】



非常用電源設備

② 商慣行の見直し

【荷主・物流事業者に対する規制の徹底】



トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間とその内訳

【トラック・物流Gメンによる是正指導】



月当たりの「働きかけ」等の平均実施件数

③ 荷主・消費者の行動変容等

計画情報の連携による物量の平準化

発注者・納入者間における生産・在庫・配送等の計画情報の連携



オートロック式マンションにおける置き配

宅配事業者A 宅配事業者B 宅配事業者C



④ 次期「物流大綱」の策定を見据えた調査

■ 次期「物流大綱」に関する新機軸の検討や輸送力見通しの検証等

主要施策別

（単位：百万円）

主要施策	R8年度当初予算・R7年度補正予算			R7年度 当初予算	備考	
	R8年度 当初予算	増減率	R7年度 補正予算			
1. 次期「総合物流施策大綱」の策定を見据えた物流革新の集中改革の推進	9,749	2,623	1.05	7,126	2,488	
物流の効率化	8,275	2,545	1.06	5,730	2,400	
商慣行の見直し	528	68	0.99	461	69	
荷主・消費者の行動変容	845	10	0.50	835	20	
次期「総合物流施策大綱」の策定を見据えた施策効果等の調査事業等	100	－	－	100	0	
2. 自動車運送業及び整備業における人材確保等の推進	5,899	203	0.99	5,695	205	
自動車運送業における人手不足対策支援について	5,566	－	－	5,566	0	
自動車運送業における外国人材の適正な受入環境の確保	35	6	0.64	29	9	
自動車整備業の人材確保・育成の推進	247	197	1.01	50	196	
白タクや違法ハイヤーの撲滅に向けた調査事業	50	－	－	50	0	
3. 自動車分野のDXや技術開発による事業基盤強化等の推進	8,721	6,946	1.86	1,775	3,741	
人手不足解消に向けた自動運転トラックによる幹線輸送実証事業	1,276	1	0.08	1,275	8	再掲
自動運転（レベル4）法規要件の策定	231	231	1.24	－	185	
自動車登録検査関係手続のデジタル化	5,979	5,979	2.08	－	2,881	
自動車の技術・基準の国際標準化等の推進	735	735	1.10	－	666	
高度安全運転支援システム普及促進事業	500	－	－	500	0	
[「交通空白」の解消等に向けた地域交通のり・デザインの全面展開] ※内数	[55,764]	[20,560]	－	[35,204]	[20,905]	総政局等
4. 脱炭素社会の実現に向けた自動車分野のGXの推進	1,190	571	1.01	618	563	
商用電動車の性能評価・導入促進事業	618	0	皆増	618	0	
脱炭素に向けた産学官連携による次世代大型車開発促進事業	571	571	1.01	－	563	
5. 輸入自動車の安心・安全の確保	3,828	－	－	3,828	0	
輸入車安全対策事業	3,828	－	－	3,828	0	
6. 自動車事故被害者救済、事故防止・安全対策の推進等	16,531	14,684	1.09	1,847	13,500	
(独)自動車事故対策機構千葉療護センターの老朽化対策	1,492	1,492	5.10	－	292	
自動車事故被害者支援体制等整備事業	1,174	1,174	0.94	－	1,246	
事故被害者へのアウトリーチ強化・ユーザー理解増進事業	300	300	1.00	－	300	
自動車アセスメント事業 ※内数	8,754	8,754	－	－	9,032	
自動車運送事業の安全総合対策事業	1,913	1,913	1.14	－	1,681	
先進安全自動車の整備環境の確保事業	392	392	1.07	－	365	
事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化	130	130	1.00	－	130	
自動車運送事業者に対する監査体制の強化	88	88	2.01	－	44	
自動車運送事業の安全対策事業	386	386	1.09	－	354	
高齢運転者等の事故防止対策の推進	55	55	1.02	－	54	
自動車事故被害者救済対策等の充実	1,847	－	－	1,847	0	
(歳入関係) 一般会計から自動車安全特別会計への繰戻し	574,060	－	皆減	574,060	6,500	R7補正予算にて全額返済

※本表における計数は、端数処理の関係で、合計した額と一致しない場合がある。
 ※本表における計数は、政府情報システムに係る経費（デジタル庁一括計上分）を含まない。
 ※ [] 内は他局・他省庁予算の関連事項であり、計数に算入していない。
 ※上記の他に財政投融资を活用した物流施設・DX・GX投資の支援として119億円計上

1. 次期「総合物流施策大綱」の策定を見据えた物流革新の集中改革の推進

■ 2030年度までの「集中改革期間」における物流革新の実現に向けて、次期「総合物流施策大綱」の策定を見据え、物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容等を柱とする抜本的・総合的な施策を強力に推進する。

物流の効率化

【8,275百万円（2,400百万円 3.5倍）】
（一般会計、自動車安全特別会計：自動車事故対策勘定）

※2,545百万円[R8当初]、5,730百万円[R7補正]
※自動車安全特別会計を含む

日本全体の物流ネットワークの再構築の推進

【31百万円[R8当初]、1,030百万円[R7補正]】

目的

- 陸・海・空のあらゆる輸送モードを総動員した新モーダルシフトや全国各地の幹線輸送と地域配送の結節点となる基幹的な物流拠点の整備等を通じて、日本全体の物流ネットワークの再構築を推進する。

内容

- 地域の産業振興等と連携しながら、鉄道、船舶、航空機、ダブル連結トラック等を活用した新モーダルシフトや地域の物流ネットワークの再構築を進める荷主・物流事業者の先進的な取組を支援する。



鉄道・内航海運への
モーダルシフトの強化



航空機の空きスペース等の
有効活用



ダブル連結トラックを活用した
共同輸配送や中継輸送



新幹線等の貨客混載

- 日本全体の物流ネットワークの中核となり、全国各地の幹線輸送と地域配送の結節点となる基幹的な物流拠点について、全体最適を見据えた政策的な配置を促すための調査・検討を行う。

ラストマイル配送の持続可能な提供の確保 【175百万円[R7補正]】

目的

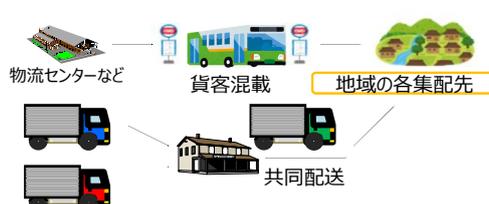
- 物流の小口・多頻度化や人口減少・少子高齢化の進行を踏まえ、都市部・地方部を問わずに宅配便ドライバーの負担の軽減を図り、ラストマイル配送の持続可能な提供を確保する。

内容

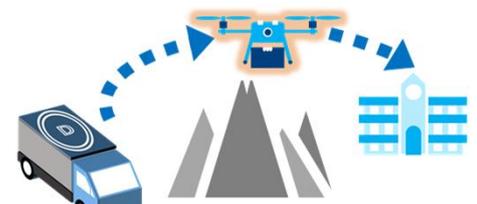
- 荷主・物流事業者・地方自治体等の多様な主体が連携しながら、物流負荷の軽減に向けた受取拠点の整備、貨客混載・共同配送の推進、ドローン等の活用などを図る先進的な取組を支援する。



物流を支える地域の受取拠点の整備



過疎地域等における貨客混載・共同配送



ドローンを活用したラストマイル配送

自動運転トラックの社会実装の推進 【1,275百万円[R7補正]】

目的

- 2026年度以降のレベル4自動運転トラックの社会実装に向けて、自動運転の1対多運行の実現やセミトレーラ、ダブル連結トラックでの自動運転の開発・導入等を進める事業者の取組を支援する。

内容

<対象事業のイメージ>

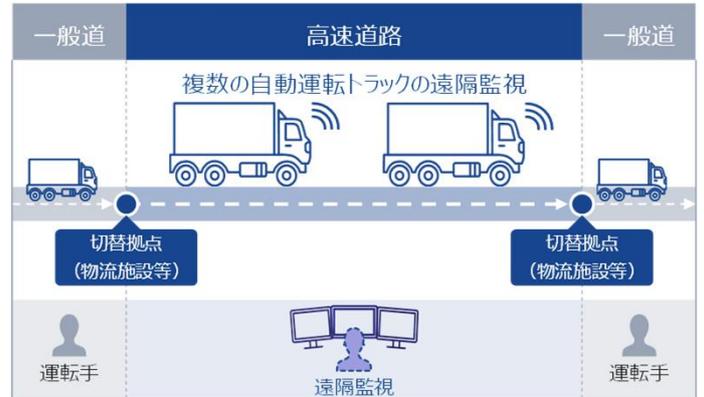
- 物流拠点間の幹線道路における自動運転トラックによるピストン輸送
- 自動運転トラックの活用に資する物流拠点の整備・最適化 等

<対象事業者>

- 道路運送事業者、自動運転関連事業者 等

<補助対象経費>

- 自動運転トラックの車両購入費・部品費・架装費
- 自動運転トラックに対応した駐車スペース、トラックバース等の造成・舗装費用
- 自動運転トラックの1対多運行に向けた運行システム等の開発・構築費用
- 自動運転トラックの社会実装に向けた初年度の運行経費 等



中小物流事業者の労働生産性の向上等の推進 【1,550百万円[R7補正]】

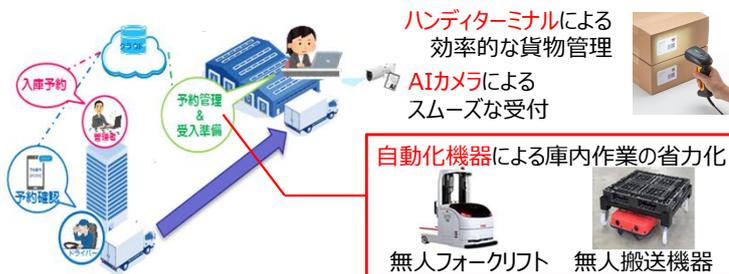
目的

- 多様な人材が活躍できる職場環境整備に向けて、中小物流事業者における機械化・自動化・省人化・デジタル化などを支援するとともに、物流倉庫における外国人材の適正な受入環境を確保する。

内容

業務効率化・経営力強化支援

- 予約受付、動態管理、求貨求車システム、原価算定に資するシステム等の導入、物流標準化・データ連携、事業継承
- 物流施設へのシステムや機器の導入による自動化・機械化・デジタル化



車両の効率化設備導入支援

- テールゲートリフター、トラック搭載クレーン等の導入による荷役作業に係る時間や作業負担の軽減



テールゲートリフター



トラック搭載クレーン

人材確保・育成支援

- 中型・大型・けん引免許やフォークリフト運転資格の取得 等

災害時の物流拠点の機能強化等 【15百万円[R8当初]、600百万円[R7補正]】

目的

- 災害時におけるサプライチェーンの維持・確保や支援物資物流の構築を図る。

内容

- 非常用電源設備の導入支援等により物流施設の災害対応能力を強化するとともに、地方公共団体と物流事業者が連携して取り組む物資輸送訓練に対する支援を行う。



非常用電源設備

※68百万円[R8当初]、461百万円[R7補正]

目的

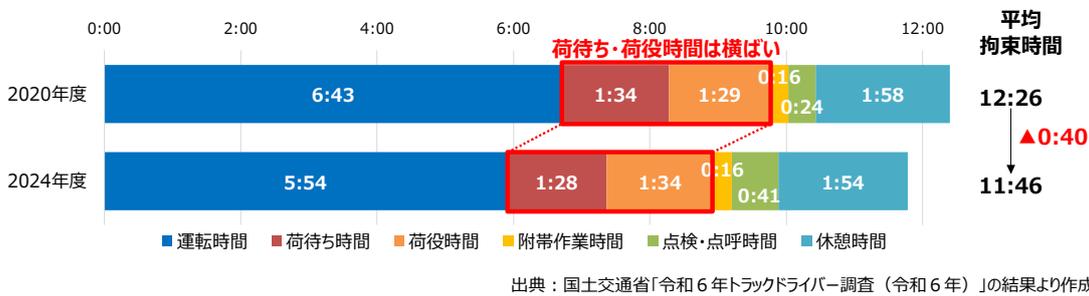
- 物流の「2024年問題」を契機として進められてきた物流の効率化とトラック運送事業者の取引環境の適正化に加え、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上に資する施策を講じることにより、物流の持続的かつ健全な発展を図る。

内容

- 令和8年4月1日の改正物流法の全面施行を見据え、荷待ち・荷役等時間の短縮や積載効率の向上等に向けた荷主・物流事業者に対する規制の執行体制を整備する。
- 本年6月に公布されたトラック適正化2法の施行に向けて、トラック事業者の許可更新制度の導入に係る業務プロセスの構築等の検討や「適正原価」の設定に向けた実態調査等を行う。
- 物流業界の多重取引構造の是正に資する事業者間の連携・マッチング等の実現に向けた環境整備やトラック・物流Gメンが悪質な荷主・元請事業者への是正指導等を的確に行うための調査等を行う。

トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間とその内訳

トラック・物流Gメンの活動状況



荷主・消費者の行動変容等

【 845百万円（ 20百万円 42.3倍） 】

※10百万円[R8当初]、835百万円[R7補正]

目的

- 改正物流法の全面施行を見据えた物流統括管理者間の連携やデジタル技術を活用した荷主・物流事業者間の協働・協調を促すとともに、再配達削減に向けて消費者が置き配などの多様な受取方法をより積極的に選択するための環境整備を推進する。

内容

- 物流統括管理者が主体となって複数の荷主・物流事業者間のデータの可視化・共有化を進める取組を支援し、物流コストに応じた運賃・商品価格の設定や物量の平準化などの物流改善を推進する。
- 物流負荷の低減に向けて、物流に配慮した注文方法の普及促進や再配達の削減に向けた置き配サービスの事業者間連携等を進める事業者の先進的な取組を支援する。

物流コストに応じた運賃・商品価格の設定

計画情報の連携による物量の平準化

物流に優しい注文方法の普及・浸透



財政投融資：[R8当初] 2,400百万円
[R7補正] 9,500百万円

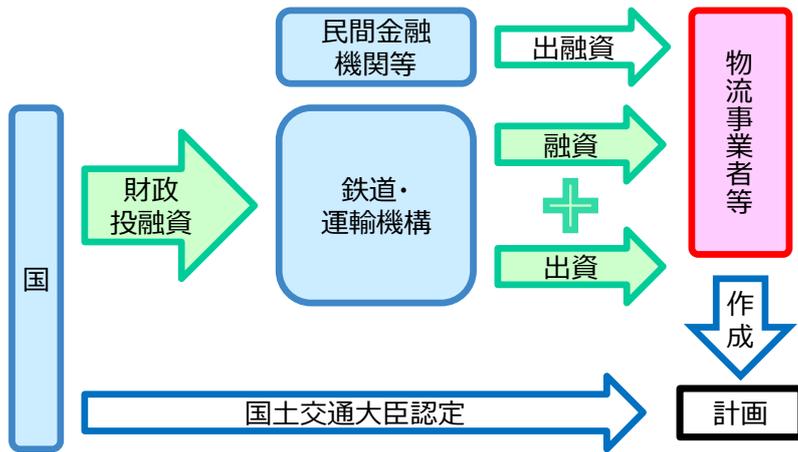
目的

- 我が国の産業の国際競争力強化、物流の小口・多頻度化への対応、環境負荷の低減、流通業務に必要な労働力の確保等に向けた荷主・物流事業者等の物流効率化の取組を支援する。

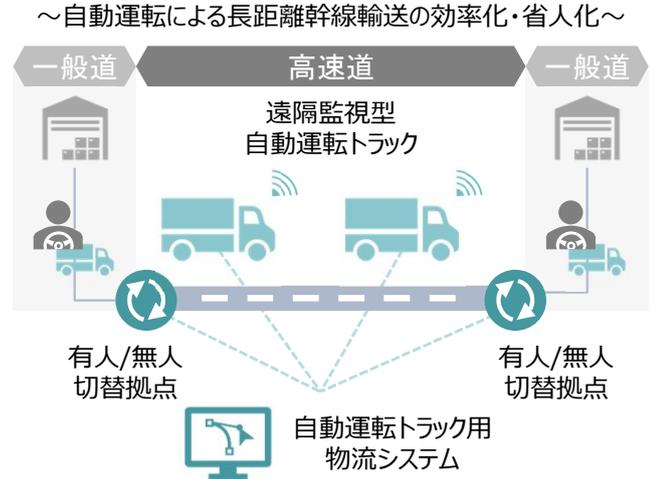
内容

- 物流効率化法に基づく認定を受けた事業において物流拠点や物流DX・GX関連設備の整備を行う者に対して、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じた財政投融資による支援を行う。

【財投支援スキーム】



【事業イメージ】



次期「総合物流施策大綱」の策定を見据えた物流革新の集中改革の推進

物流の「2024年問題」については、令和5年6月の「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」で決定された「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づく官民の取組の成果等により、2025年度に入っても物流の機能を維持できています。一方で、担い手不足が深刻化していく中で、必要な物流の機能を維持していくためには、従来にない対策を抜本的かつ計画的に講じていくことが不可欠です。

こうした中、令和7年3月の関係閣僚会議では、総理から、輸送力不足が年々深刻化する2030年度までの期間を物流革新の「集中改革期間」と位置付けた上で、物流全体の適正化や生産性向上、自動運転等の抜本的なイノベーションに向けて、「2030年度に向けた政府の中長期計画」の見直しを反映した次期「総合物流施策大綱」を策定すべく、早急に検討を開始するよう指示がありました。これを受け、本年5月に、次期「物流大綱」の策定に向けた国土交通省・経済産業省・農林水産省の3省合同の有識者検討会を立ち上げ、物流の常識を根本から革新していくための施策の具体化・深度化の検討を進めているところです。

また、地方公共団体の産業振興やまちづくり等の連携を踏まえた、中継輸送機能等を持った物流拠点の整備・再構築を支援してまいります。



トラック輸送の変容を踏まえた基幹となる物流拠点のイメージ



地方公共団体が関与した物流拠点整備の取組の例 (北海道名寄市における整備イメージ)



ドローン配送拠点

2. 自動車運送業及び整備業における人材確保等の推進

- 人手不足による事業の縮小・廃止の抑制や事業の承継・持続を図るため、人材確保や生産性向上等の取組を通じた経営改善を図る集中的な支援等を推進する。

自動車運送業における人手不足対策支援について

【5,566百万円[R7補正] (新規)】

目的

- ・地域の日常生活・社会経済活動の基盤となるバス・タクシー事業において、担い手の確保が喫緊の課題となっている。
- ・足もとでは、「交通空白」の解消に向けて、地域ごとに今後の地域公共交通のあり方を検討している最中であり、人手不足によりバス・タクシー事業者が事業の縮小をすれば、地域の公共交通の維持が困難となるおそれがあるため、人手不足対策支援を行う。



内容

<補助対象経費>

- ・人材確保セミナーの開催経費
- ・二種免許取得等に関する経費
- ・女性用控え室等の整備経費 等

<補助対象事業者>

バス事業者、タクシー事業者等



<人材確保セミナー>



<2種免許取得>



<女性用控え室>

※トラック事業における人手不足対策については、6頁の「中小物流事業者の労働生産性の向上等の推進」に含まれる。

自動車運送業における外国人材の適正な受入環境の確保

【35百万円 (9百万円 3.9倍)】

目的

※6百万円[R8当初]、29百万円[R7補正]

自動車運送業分野(バス、タクシー及びトラック運転手)において、特定技能外国人の受入れが開始し、今後、受入人数を拡大させていく必要がある中で、特定技能協議会の運営、受入促進・フォローアップ調査等を通じて、自動車運送業における外国人材の適正な受入環境を確保する。

内容

- **協議会運営**: 制度の適正な運用を図るため、分野別の協議会において、構成員の連携の緊密化を図り、各事業者が特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握するなど、適正な受入環境を整備する。

自動車運送業分野特定技能協議会

<主な協議内容>

1. 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
2. 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
3. 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
4. 大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整 など

【構成員】

- ・国土交通省
- ・受入事業者
- ・登録支援機関
- ・業界団体 等

- **受入促進・フォローアップ調査**: 送り出し国・登録支援機関・受入機関への実態調査・分析・取りまとめ・優良事例の水平展開等を行い、特定技能外国人の受入れを促進する。

改正トラック法 (貨物自動車運送事業法) が施行されます

トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の2点の内容が令和8年4月1日から施行されます。

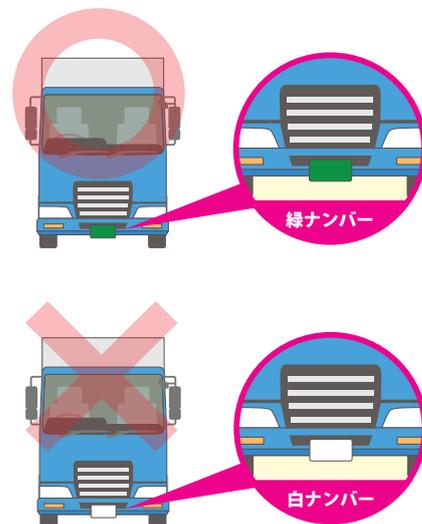
1 白トラ利用の罰則強化

POINT! いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります

- 白トラを利用した荷主等は、**100万円以下の罰金**に処されることがあります。
- 白トラへの関与が疑われる荷主等は、「**トラック・物流Gメン**」による**是正指導の対象**となります。

(無許可等で貨物自動車運送事業を営業者への貨物の運送の委託の禁止)
第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を委託してはならない。
一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を営業者
二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を営業者
三 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を営業者

注：自家用自動車による運送について、自己の生業と密接不可分でその業務過程の中に包摂され、独立性を有しないものである場合等（自らの販売・製造・修理等のために行う物品の運送）は許可不要です。

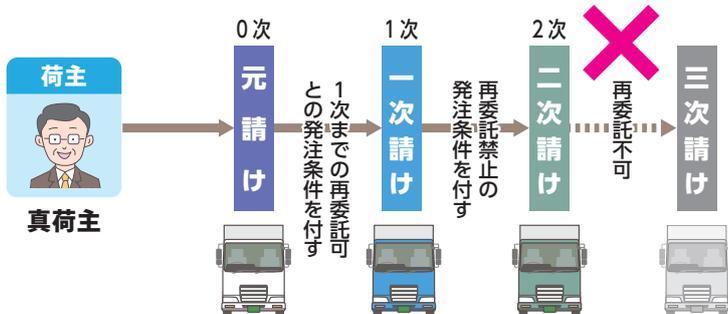


2 委託回数の制限

POINT! 元請事業者に対して、**再委託の回数が2回までに制限(努力義務)**されます。

- ① 荷主から運送を受託した元請をゼロ次としてカウントし、元請からの再委託の回数を2段階までに制限するよう努めてください。
- ② 1次請け事業者も、元請の委託次数の縮減に協力して下さい。
- ③ 取引構造の途中に貨物利用運送事業者が入る場合も委託次数にカウントします。
- ④ マッチングサービス事業者等が運送契約の取次ぎを行う場合、委託次数はカウントしません。

●健全化事例



3 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

トラックへ再委託する利用運送事業者への新たな義務

令和7年4月の改正トラック法の施行により、元請として荷主から運送委託を受けた貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。

(書面の交付)

第十二条

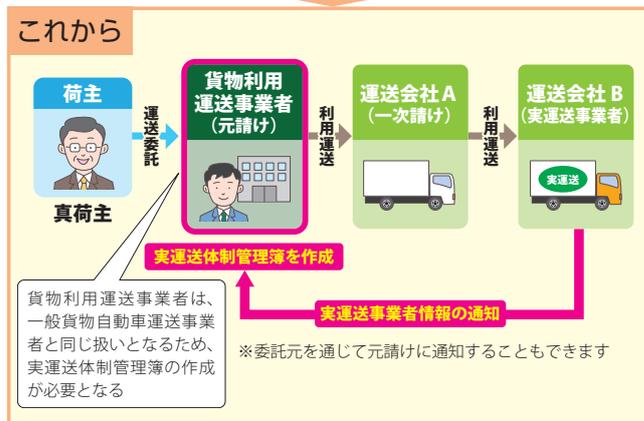
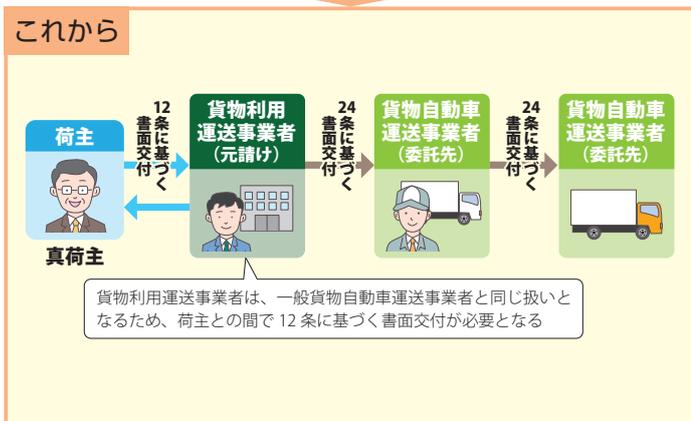
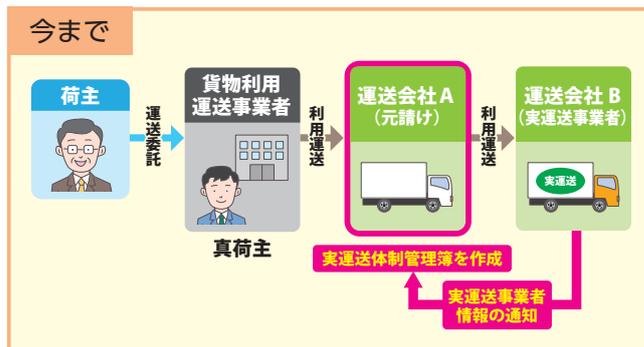
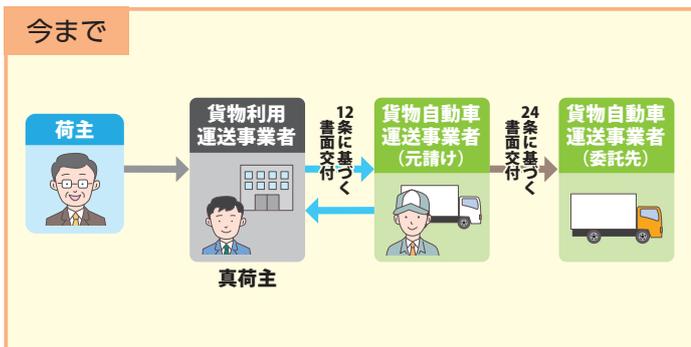
- 2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。
 - 一 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）
 - 二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者
 - 三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者



元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます

荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」において、トラック運送事業者の運送役務や付帯業務の内容とその対価等を明確にするための書面交付義務や、荷主・元請事業者による多重取引構造の可視化を図るための実運送体制管理簿作成義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合



※上記のほか、トラックを利用する貨物利用運送事業者にも、運送利用管理規程の作成義務、運送利用管理者の選任義務が新たに課されます。



改正トラック法 (貨物自動車運送事業法)

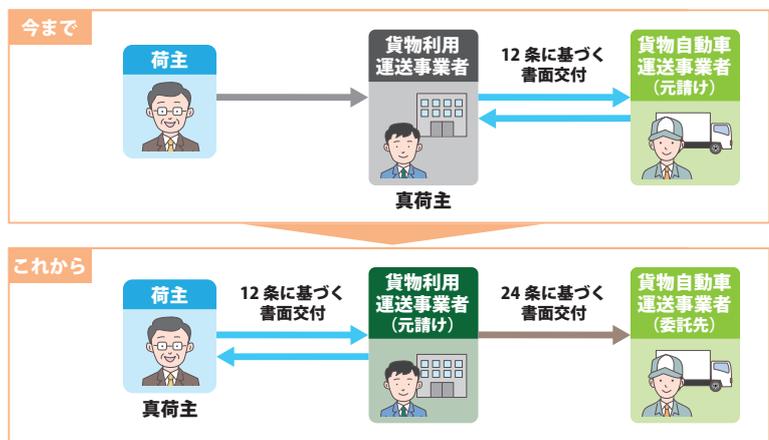
が施行されます

トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の3点の内容が令和8年4月1日から施行されます。

改正のポイント

1 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

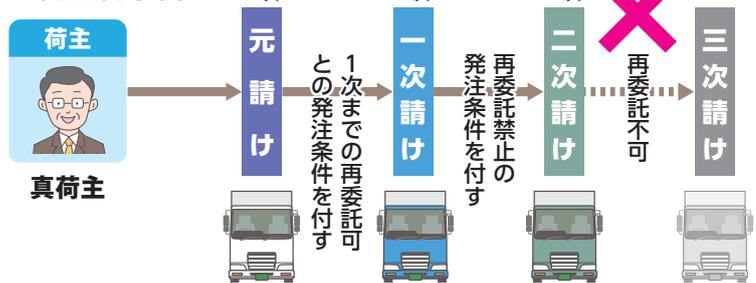
元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。



2 委託回数を2回までに制限

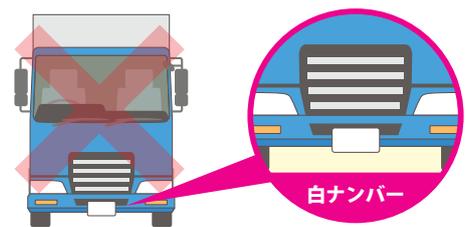
実運送事業者の適正運賃收受のために、再委託の回数が2回までに制限（努力義務）されます。

●健全化事例



3 白トラ利用の罰則強化

いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります。



1 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

トラックへ再委託する利用運送事業者への新たな義務

令和7年4月の改正トラック法の施行により、元請として荷主から運送委託を受けた貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。

(書面の交付)

第十二条

2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。

- 一 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）
- 二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者
- 三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者

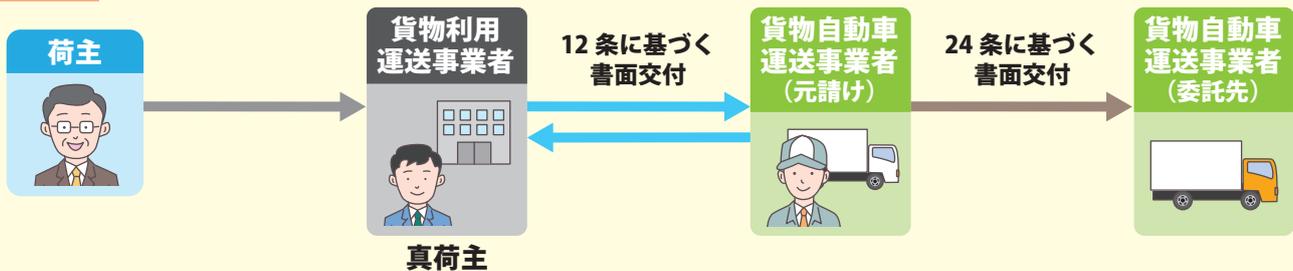


全てのトラックを利用する貨物利用運送事業者に書面交付義務が課されます

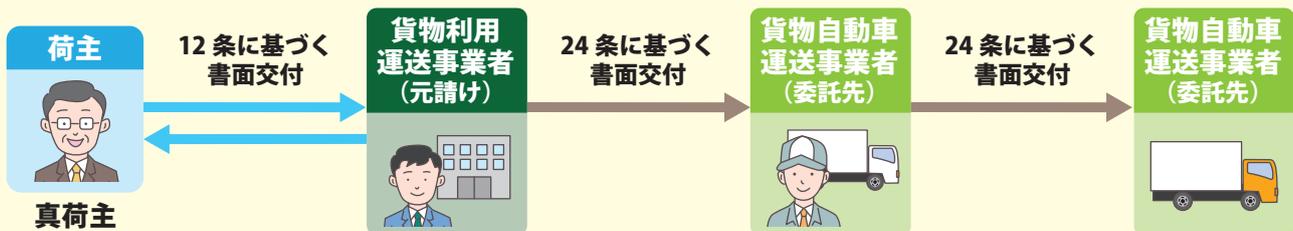
トラック運送事業者の運送役務や付帯業務の内容とその対価等を明確にするため、荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」に対しても、書面交付義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合

今まで



これから



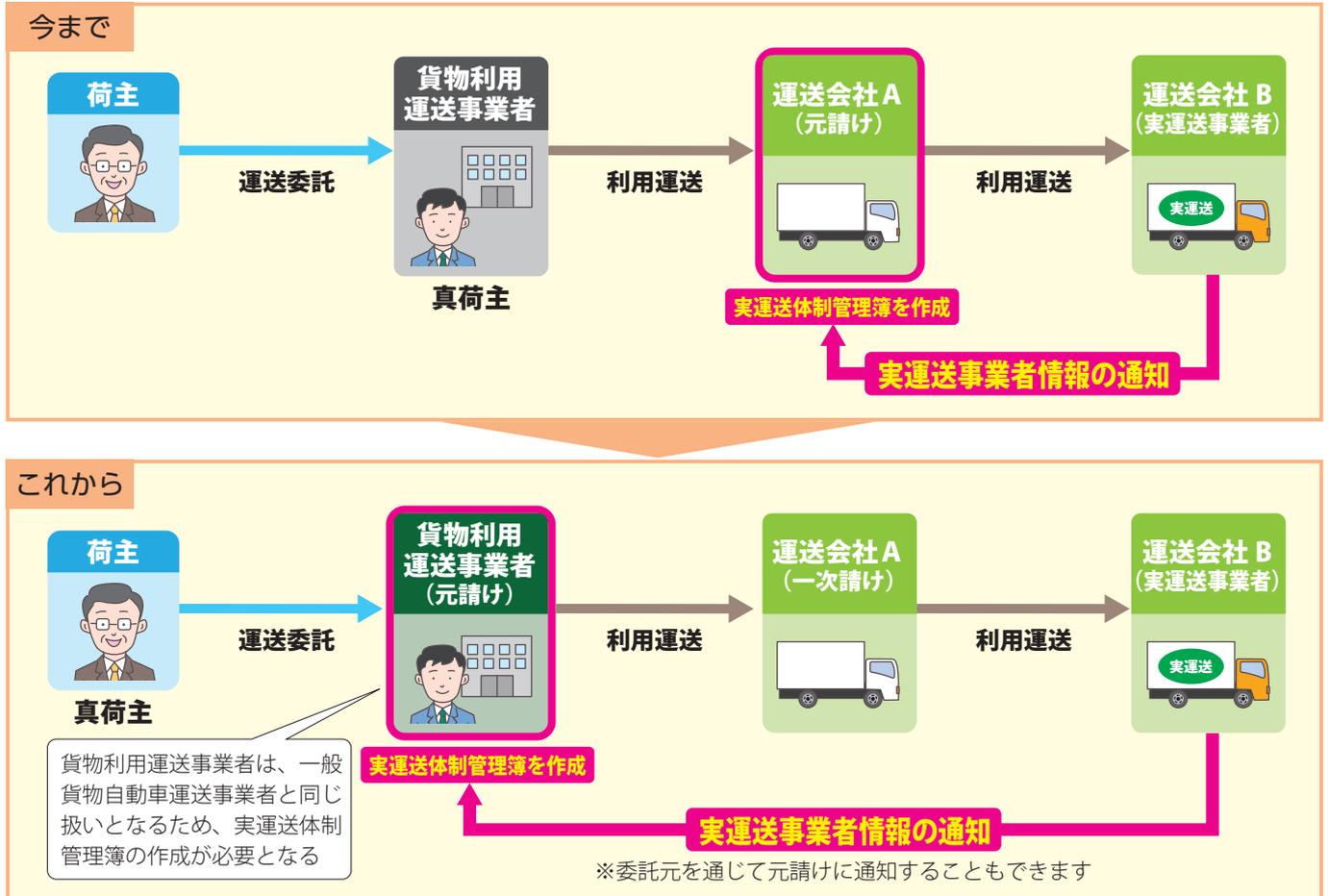
貨物利用運送事業者は、一般貨物自動車運送事業者と同じ扱いとなるため、荷主との間で12条に基づく書面交付が必要となる



元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます

荷主・元請事業者による多重取引構造の可視化を図るため、荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」に対しても、実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合



※上記のほか、トラックを利用する貨物利用運送事業者にも、運送利用管理規程の作成義務、運送利用管理者の選任義務が新たに課されます。

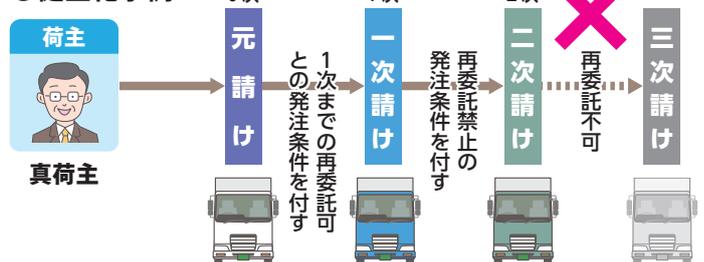
2 委託回数の制限



元請事業者に対して、再委託の回数を2回までに制限する努力義務が課されます

- ① 荷主から運送を受託した元請をゼロ次としてカウントし、元請からの再委託の回数を2段階までに制限するよう努めてください。
- ② 1次請け事業者も、元請の委託次数の縮減に協力して下さい。
- ③ 取引構造の途中に貨物利用運送事業者が入る場合も委託次数にカウントします。
- ④ マッチングサービス事業者等が運送契約の取次ぎを行う場合、委託次数はカウントしません。

●健全化事例



3 白トラ利用の罰則強化



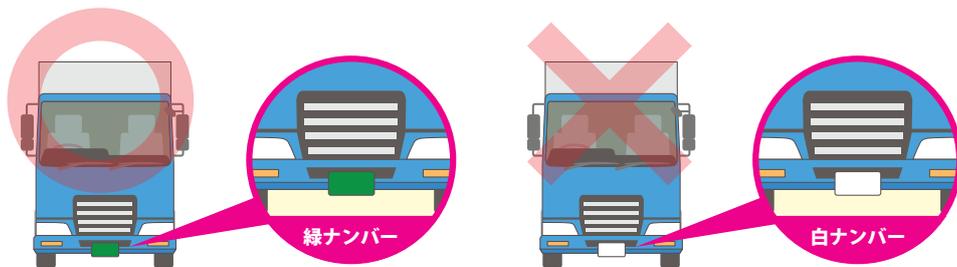
いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は
新たに処罰の対象になります

- 白トラを利用した荷主等は、**100万円以下の罰金**に処されることがあります。
- 白トラへの関与が疑われる荷主等は、「**トラック・物流Gメン**」による**是正指導の対象**となります。

(無許可等で貨物自動車運送事業を営業者への貨物の運送の委託の禁止)

第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を委託してはならない。

- 一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を営業者
- 二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を営業者
- 三 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を営業者



注：自家用自動車による運送について、自己の生業と密接不可分その業務過程の中に包摂され、独立性を有しないものである場合等（自らの販売・製造・修理等のために行う物品の運送）は許可不要です。

とりてき
取適法（令和8年1月1日施行）と**物流効率化法**（令和8年4月1日施行）も
トラック運送事業に関して新しい規制が適用されます。

中小受託取引適正化法（取適法）の詳細は、
公正取引委員会ホームページをご覧ください。



流通業務総合効率化法（物流効率化法）の詳細は、
物流効率化法ポータルサイトをご覧ください。



国土交通省 トラック運送適正取引
相談窓口はこちら



JTA 公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5
全日本トラック総合会館 TEL.03(3354)1009代
ホームページ <https://jta.or.jp/>

トラック事業者の皆様へ

適正な運賃料金で取引しましょう！



従業員の賃上げや安全運行の原資を確保するため、今一度、原価計算で自社のコスト構造を見直し、標準的運賃を活用して、取引先との交渉に備えましょう。



帰り荷の運賃は極端に安くても良い（空で走るよりまし。）という慣習を見直し、帰り荷もコストに見合った適正な運賃料金を収受しましょう。



過度な運賃競争よりも、輸送サービスの品質で仕事を獲得するようにしましょう！



なお、採算を度外視した低運賃によって、仕事を獲得しようとする行為は、独占禁止法に違反するおそれがあります。

トラック運送事業におけるダンピング行為とは

トラック運送事業の運賃料金を不当に低い額、たとえば運送原価を大幅に下回るような運賃料金で、継続して取引し、他のトラック事業者の事業活動を困難にさせることは独占禁止法により禁じられています。



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

国土交通省 適正取引相談窓口一覧

トラック運送業における荷主、元請事業者、下請事業者間の取引の適正化及び燃料サーチャージの導入を推進するため、国土交通省及び地方運輸支局等にトラック運送事業者からの相談窓口を設置しています。

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号		
物流・自動車局	貨物流通事業課		03-5253-8575	中部運輸局	自動車交通部	貨物課	052-952-8037		
	自動車交通部	貨物課	011-290-2743		愛知運輸支局	輸送担当	052-351-5312		
	札幌運輸支局	輸送・監査担当	011-731-7167		静岡運輸支局	輸送・監査担当	054-261-1191		
	函館運輸支局	輸送・監査担当	0138-49-8863		岐阜運輸支局	輸送・監査担当	058-279-3714		
	室蘭運輸支局	輸送・監査担当	0143-44-3012		三重運輸支局	輸送・監査担当	059-234-8411		
	帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	0155-33-3286		福井運輸支局	輸送・監査担当	0776-34-1602		
	釧路運輸支局	輸送・監査担当	0154-51-2514		近畿運輸局	自動車交通部	貨物課	06-6949-6447	
	北見運輸支局	企画輸送・監査担当	0157-24-7631			大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733 (ガイダンス番号1)	
	旭川運輸支局	輸送・監査担当	0166-51-5272			京都運輸支局	輸送・監査部門	075-681-9765 (ガイダンス番号4)	
北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	022-791-7531	奈良運輸支局		企画輸送・監査部門	0743-59-2151 (ガイダンス番号4)		
	宮城運輸支局	輸送・監査部門	022-235-2517 (ガイダンス番号3)	滋賀運輸支局		企画輸送・監査部門	077-585-7253		
	福島運輸支局	輸送・監査部門	024-546-0345 (ガイダンス番号3)	和歌山運輸支局	輸送・監査部門	073-422-2138			
	岩手運輸支局	輸送・監査部門	019-638-2154 (ガイダンス番号3)	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104 (ガイダンス番号5)		
	青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1501 (ガイダンス番号3)		自動車交通部	貨物課	082-228-3438		
	山形運輸支局	輸送・監査部門	023-686-4711 (ガイダンス番号3)		中国運輸局	広島運輸支局	輸送・監査担当	082-233-9167	
	秋田運輸支局	輸送・監査部門	018-863-5811 (ガイダンス番号3)			鳥取運輸支局	輸送・監査担当	0857-22-4120	
	東北運輸局	自動車交通部	貨物課			045-211-7248	島根運輸支局	輸送・監査担当	0852-37-1311
		東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9231 (ガイダンス番号1)		岡山運輸支局	輸送・監査担当	086-286-8122	
神奈川運輸支局		輸送担当	045-939-6800 (ガイダンス番号1)	山口運輸支局		輸送・監査担当	083-922-5336		
埼玉運輸支局		輸送・監査担当	048-624-1835 (ガイダンス番号3)	四国運輸局	自動車交通部	貨物課	087-802-6773		
群馬運輸支局		企画輸送・監査担当	027-263-4440 (ガイダンス番号1)		香川運輸支局	企画輸送・監査部門	087-882-1357		
千葉運輸支局		輸送・監査担当	043-242-7336 (ガイダンス番号2)		徳島運輸支局	輸送・監査部門	088-641-4811		
茨城運輸支局		輸送・監査担当	029-247-5348 (ガイダンス番号1)		愛媛運輸支局	輸送・監査部門	089-956-1563		
栃木運輸支局		企画輸送・監査担当	028-658-7011		高知運輸支局	輸送・監査部門	088-866-7311		
関東運輸局		山梨運輸支局	企画輸送・監査担当	055-261-0880 (ガイダンス番号1)	九州運輸局	自動車交通部	貨物課	092-472-2528	
	北陸信越運輸局	自動車交通部	貨物課	025-285-9154		福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191 (ガイダンス番号1)	
		新潟運輸支局	輸送・監査部門	025-285-3124		佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門	0952-30-7271 (ガイダンス番号1)	
		長野運輸支局	輸送・監査部門	026-243-4642		長崎運輸支局	輸送・監査部門	095-839-4747 (ガイダンス番号2)	
		石川運輸支局	輸送・監査部門	076-208-6000 (ガイダンス番号1)		熊本運輸支局	輸送・監査部門	096-369-3155 (ガイダンス番号3)	
		富山運輸支局	輸送・監査部門	076-415-0111		大分運輸支局	輸送・監査部門	097-558-2107 (ガイダンス番号3)	
		北陸信越運輸局	自動車交通部	貨物課		025-285-9154	宮崎運輸支局	輸送・監査部門	0985-51-3952 (ガイダンス番号2)
			新潟運輸支局	輸送・監査部門		025-285-3124	鹿児島運輸支局	輸送・監査部門	099-261-9192 (ガイダンス番号3)
			長野運輸支局	輸送・監査部門		026-243-4642	沖縄総合事務局	運輸部	陸上交通課
石川運輸支局		輸送・監査部門	076-208-6000 (ガイダンス番号1)	陸運事務所	輸送部門	098-877-5140			

荷主の皆様



トラック輸送の新たな「標準的運賃」が 告示されました

トラック運送業は、他産業と比較して、長時間労働・低賃金の傾向にあり、運転従事者数が減少しています。この問題に対処するため、令和6年度より時間外労働の限度時間が設定されました。

ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないために、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境の改善に向けた「標準的運賃」にご協力をお願いします。



「標準貨物自動車運送約款」も同時に改正しています

運送契約の締結時に、附帯業務の有無、附帯業務料や燃料サーチャージなどを記載した書面の交付を必要としております。こちらについてもご理解とご協力をお願いいたします。



お願い

運賃と料金を含む運送契約の条件に関して

トラック運送事業者に対して積極的に協議の場を設けるとともに、
トラック運送事業者からの申し出にご協力よろしくをお願いいたします

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

令和5年11月、内閣官房及び公正取引委員会は、発注者と受注者それぞれが採るべき行動/求められる行動を12の行動指針として取りまとめました。当該指針では、「標準的運賃」などの公表資料に基づき、受注者側が提示する価格について、発注者側が尊重することなどが盛り込まれています。



詳しくは国土交通省HPをご覧ください。
新たな運賃・解説集を掲載しています。



トラック運送事業者の皆様



令和6年
3月

トラック輸送の「標準的運賃」が 告示されました

令和2年、トラック運送事業者が自社の適正な運賃を算出し、荷主との運賃交渉に臨むにあたっての参考指標として、「標準的運賃」制度を創設しました。

令和6年、燃料高騰分や高速道路料金なども含めて適正に転嫁できるよう、運賃水準の引上げ、荷待ち・荷役などの輸送以外のサービスの対価について標準的水準、下請けに発注する際の手数料などの多様な運賃・料金を設定した新たな「標準的運賃」を告示しました。



標準的運賃の活用により期待される効果

標準的運賃を参考として、自社での原価計算結果により事業継続に必要なコストに見合った対価を収受することで、

- ▶ ドライバーの賃金水準が引き上がり、労働環境の改善につながります
- ▶ 法令に則った事業の安定化を実現できます



お願い

物流の健全な維持・発展の為に、新たな「標準的運賃」を荷主との積極的な交渉に活用してください



詳しくは国土交通省HPをご覧ください。
新たな運賃・解説集を掲載しています。



新たな「標準的運賃」を 告示しました

トラック運送事業者が自社の原価を適切に把握し、荷主との運賃交渉を行う際の参考指標である「標準的運賃」制度が、より活用し易い形に改正されます

国土交通省HPに「標準的運賃
Q&A集」を掲載しております。
新運賃適用の際にご参照ください。



準備中
国土交通省HP

標準的運賃の概要

I. 距離制運賃表

平均8%引上げ

単位：円

キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15,790	18,190	23,060	29,070
20km	17,710	20,430	26,110	33,160
30km	19,630	22,660	29,160	37,240

II. 時間制運賃表

平均8%引上げ

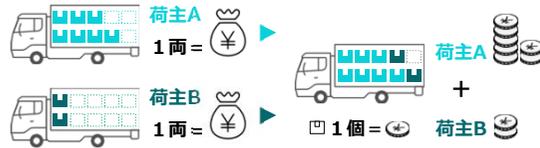
単位：円

種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
基礎額	39,380	46,640	60,090	76,840
8時間制	23,630	27,980	36,050	46,100

参照：距離制運賃表、時間制運賃表（関東運輸局）より一部抜粋

III. 個建運賃

共同輸配送等を念頭に、「個建運賃」を設定



IV. 運賃割増率

▶ 速達割増等

リードタイムが短い運送の際の「速達割増」（逆にリードタイムを長く設定した場合の割引）や、有料道路を利用しないことによるドライバーの運転の長時間化を考慮した割増を設定

▶ 休日割増（日曜祝祭日） 2割

▶ 深夜・早朝割増（22時～5時） 2割

▶ 特殊車両割増

冷蔵・冷凍車	小型車・中型車・大型車・トレーラーの2割
海上コンテナ輸送車	トレーラーの4割
セメントバルク車	大型車又はトレーラーの2割
ダンプ車	大型車の2割
コンクリートミキサー車	大型車の2割
タンク車	石油製品輸送車 大型車又はトレーラーの3割 化成品輸送車 大型車又はトレーラーの4割 高圧ガス輸送車 大型車又はトレーラーの5割以上

V. 待機時間/VI. 積込料・取卸料、附带業務料

運送以外の役務を行う場合は、運賃とは別に料金として收受

	4tクラス中型車の例	
待機時間料	1,760円/30分 ※30分を超える場合	合計2時間を超えた場合は、割増率5割を加算
積込料・取卸料	2,180円/30分（機械荷役の場合） 2,100円/30分（手荷役の場合）	
附带業務料	運賃とは別に実費として收受	

VII. 利用運送手数料

運賃の10%を当該運賃とは別に收受（運賃から差し引くのではなく、運賃に上乗せして荷主から收受）

VIII. 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより收受

IX. その他実費として收受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料
その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

X. 燃料サーチャージ

120円を基準価格とし、軽油価格の変動に応じて設定できるよう、算出方法や燃料価格上昇テーブル等を提示

新たな料金表は
国土交通省HPに
掲載しています

トラック運送事業者の皆様へのお願い

- ・ 労務費や燃料費等のコストを運賃・料金として適正に收受できるよう、標準的運賃の考え方も参考に、原価計算を行いましょう。
- ・ 荷主等との運賃交渉の際に、標準的運賃を活用しましょう。標準的運賃等の公表資料を用いて提示した価格については、合理的な根拠があるものとして尊重すべきものとされています*。
- ・ 荷主等が運賃交渉に応じてくれない、運賃・料金を不当に据え置かれる等の場合には、トラックGメンによる是正指導の対象となる場合があります。[全国のトラックGメンに情報をお寄せください。](#)
- ・ 「点検整備の未実施」「最低賃金法に基づき定められた最低限度額より低い賃金の支払い」「社会保険への未加入」等は法令違反です。法令違反が確認された場合には、行政処分を行います。



トラックGメン
ウェブサイト

「標準的運賃」の活用を行い
適切な運賃の收受へ
ご協力をよろしくお願いたします

荷主の皆様へのお願い

- ・ トラック運送事業者が、運賃交渉の際に、標準的運賃等の公表資料を用いて提示した価格については、合理的な根拠があるものとして尊重してください*。
- ・ 荷主等が運賃交渉に応じない、運賃・料金を不当に据え置く、荷待ち・荷役の対価を支払わない等の行為は、トラックGメンによる是正指導の対象となる場合があります。
- ・ 荷主の皆様におかれては、トラック運送事業者の適正運賃收受に向けてご理解・ご協力をお願いいたします。

参照：労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月、内閣官房及び公正取引委員会）

荷主等の
皆様

白ナンバーのトラックに

有償で貨物の運送を委託してませんか？



貨物自動車運送事業法の許可を受けずに、有償で貨物の運送を行うことは違法です。



令和8年4月1日から

新たに荷主等が白ナンバーのトラックに有償で貨物の運送を委託した場合も、**貨物自動車運送事業法違反**となる可能性があります。

緑ナンバー

品川100
あ 00-00

事業用

~~白ナンバー~~

~~品川100
さ 00-00~~

自家用

違反した場合は
100万円以下の罰金

荷主等の皆様に貨物運送委託にあたって留意頂きたいこと



法改正により、いかなる人も「白ナンバーのトラック」に貨物の運送を有償で委託してはいけない^{※注}ことが明確化されました。

※注：自己の生業と密接不可分と判断される場合等、白ナンバーのトラックで貨物の有償運送が可能な場合もあります。（例えば、建設業請負契約を締結し、建設業の一環として、その業務に付随して運送を行っている白ナンバーのダンプトラック。ただし、運送行為のみを有償で行う場合は不可。）



荷主側が「白ナンバーのトラック」であると認識して有償で運送行為を発注した時点で違法行為となりえます。



違法な「白ナンバーのトラック」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、令和8年4月1日から「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象となります。

「トラック・物流Gメン」とは…

適正な取引を阻害する荷主等の行為を是正するために国土交通省が設置した専門部隊です。

貨物の運送の委託にあたっての個別具体のご相談

最寄りの地方運輸局窓口までお問い合わせください。

令和8年1月1日から

「下請法」は「取適法」へ

令和8年1月1日から、下請代金支払遅延等防止法（下請法）が改正され、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）に変わります。

トラック運送事業に係る取適法の違反情報は、**トラック・物流Gメン**までお寄せください

取適法概要（トラック運送事業に係るもの）

■ 適用対象（取引の内容 + 資本金基準 又は 従業員基準）

取引の内容	役務提供委託（運送）、特定運送委託	
資本金基準 又は 従業員基準	委託事業者	中小受託事業者
	資本金3億円超 資本金1千万円超 3億円以下 常時使用する従業員300人超	資本金3億円以下（個人含む） 資本金1千万円以下（個人含む） 常時使用する従業員300人以下（個人含む）

■ 委託事業者の4つの義務と11の禁止事項

4つの義務	11の禁止事項		
01 発注内容の明示義務	01 受領拒否	05 買ったとき	09 不当な経済上の利益提供要請
02 書類の作成・保存義務	02 支払遅延（手形払の禁止）	06 購入・利益強制	10 不当な給付内容の変更・やり直し
03 支払期日を定める義務	03 減額	07 報復措置	11 協議に応じない一方的な代金決定
04 遅延利息の支払義務	04 返品	08 有償支給原材料等の早期決済	

改正ポイント

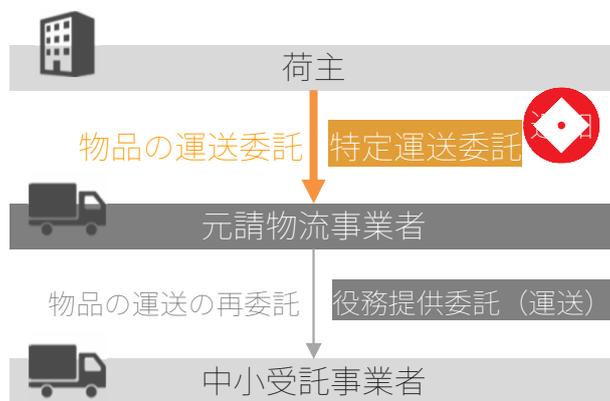
1

事業所管省庁に、指導・助言権限が付与され、報復措置の禁止に係る情報提供先にも追加されました



2

対象取引に「特定運送委託」が追加されました



トラック・物流Gメンとは

トラック・物流Gメンは、物流業界における適正運賃の収受や労働環境の改善を目指し国土交通省が創設した専門部隊です。

長時間の荷待ちなど、トラック事業者が法令遵守できなくなるおそれのある行為（違反原因行為）を行っている疑いのある荷主や元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく是正指導を行っています。

令和8年1月1日からは、取適法の指導等について公正取引委員会のほかトラック・物流Gメンも担います。

取適法に係る違反行為情報をお寄せください

取適法に係る違反行為情報も、「目安箱」（荷主等の違反原因行為の通報窓口）へお寄せください。いただいた情報は、国土交通省（トラック・物流Gメン）により、荷主等の委託事業者への是正指導等に活用します。

なお、国土交通省（トラック・物流Gメン）に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすることは禁止されています。

通報例

- 包装資材（段ボール）のこすれが発生した際、原因調査を行うことなく、一方的に破損責任を押し付けられ、破損した荷物の買取を要求される。（第5条第2項第2号【不当な経済上の利益要請】）
- ○年○月○日に（荷主企業名）へ価格交渉を行ったが、「不満があるならやめてもらって構わない」と応じてもらえず、以来、取引停止を恐れて申し入れることができていない。（第5条第2項第4号【協議に応じない一方的な代金決定】）
- 配送センターへの荷下ろしの際、フォークリフト作業をドライバーが実施するように求められるが、この作業に対価は支払われていないし、保険の制約なども不安。（第5条第2項第2号【不当な経済上の利益要請】）

トラック・物流Gメンへの連絡はこちらまで

トラック・物流Gメンサイト トラック・物流Gメン連絡先



目安箱



取適法の詳細はこちら

取適法ガイドブック
（公正取引委員会作成）

